請求日　●年●月●日

（宛先）菰野町長

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

A　【令和８年10月～　　●年●月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第３０条の１１第１項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1．申請者と認定子どもが、菰野町内に居住していることを菰野町が住民基本台帳で確認すること。

2．実際に利用していることを菰野町が対象施設に確認すること。

3．利用料の支払い状況を菰野町が対象施設に確認すること。

4．課税状況を菰野町が確認すること。

1．施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	**B フリガナ**	認定子どもとの続柄	**父・母など**	生年月日	●年●月●日
認定保護者氏名	**認定保護者氏名** **印**日 ※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です			現住所	**住所** 電話：**電話番号**

2号にチェック「レ」

2．認定子ども（ここに申請してください）

法第30条の4の認定種別	□第2号 □第3号	認定番号	**※認定通知書より記載**
生年月日	●年●月●日	フリガナ	**フリガナ**
年月日～年月日の間の住所		氏名	**認定子ども氏名**
□現住所のとおり □転入した □転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入		●年●月●日	

太枠内は、上の「A」の期間内の状況についてチェック「レ」、記入

3．

金融機関名				預金種目	□普通 □当座
●●	銀行・信用金庫 農協・信用組合	●●	支店 出張所	口座番号	
				口座名義(カタカナ)	

口座を記入（※口座名義は上の「B」と必ず一致）、○、チェック「レ」

4．利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入（複数記入可）

①	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名	**施設名称など**		
	契約している利用料※2	□月額 ●円	□日額 ●円	□時間額 ●円
②	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□月額 円	□日額 円	□時間額 円
③	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□月額 円	□日額 円	□時間額 円

<裏面も記入してください>

④	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額　　円	□ 日額　　円	□ 時間額　　円
⑤	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額　　円	□ 日額　　円	□ 時間額　　円
⑥	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額　　円	□ 日額　　円	□ 時間額　　円

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

認可外保育施設からの領収書兼提供証明書より特定子ども・子育て支援料の額

他の利用がある場合、領収書兼提供証明書より特定子ども・子育て支援料の額

3～5歳クラス　40,300円

0～2歳クラス　45,700円

月途中開始・終了、転出・

cとdの低い方

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料（保育料）(a) ※3 ※4	病児・病後児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して小さい方)
●年●月	a 円	b 円	c=a+b 円	d 円	● 円
●年●月	a 円	b 円	c=a+b 円	d 円	● 円
●年●月	a 円	b 円	c=a+b 円	d 円	● 円
●年●月	a 円	b 円	c=a+b 円	d 円	● 円

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付してください。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してください。

※4 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。（10円未満の端数がある場合は切り捨て）

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額40,300円、第3号認定の場合は45,700円です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
・月途中で認定期間が終了する場合、
　または別の市町村へ転出する場合の限度額：40,300(45,700)円×　転出日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合、
　または別の市町村から転入した場合の限度額：40,300(45,700)円×　転入先での認定日からの日数÷その月の日数